

6月は児童手当の「現況届」をお忘れなく!

「現況届」は、手当を受けている方の6月1日現在のお子さんの養育状況を確認するための大切な届出です。「現況届」を提出しないと平成28年6月以降の児童手当が支給停止となります。

また、2年間にわたって現況届の提出がない場合は時効となり、手当を受ける権利もなくなってしまいます。

※対象となる受給者への案内通知は6月13日前後に発送を予定しています。

児童手当「現況届」受付期間及び場所

受付月日		対象行政区	受付場所
6月	20日	月	本庁東棟（新庁舎） 2階 児童家庭課 午前8時30分 ～午後5時15分
	21日	火	
	22日	水	
	24日	金	
	27日	月	
	28日	火	
	29日	水	
	30日	木	
		曙、南栄、城北、中央、松島、宮前、東山、旭、港、伊波、嘉手苺、山城、石川前原、東恩納、美原	
		平敷屋、内間、平安名、南風原、浜、比嘉、津堅、照間、与那城西原、与那城、饒辺、屋慶名、平安座、桃原、上原、宮城、池味、伊計	
		具志川、田場、赤野、宇堅、天願、昆布、栄野比、川崎、西原、安慶名、平良川、上平良川、兼箇段、米原、赤道、江州、宮里、喜仲、上江洲、大田、川田、塩屋、豊原、高江洲、前原、志林川、新赤道、みどり町12・34・56	

※上記の日程であれば、いずれも受付可能となりますが、なるべく指定期間内での受付をお願い致します。

※郵送受付の対象となる受給者へは、返信用封筒を同封しておりますので、可能な限り郵送での提出をお願い致します。

窓口での受付は混雑が予想されますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

【お問い合わせ】児童家庭課 ☎973-4983



高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げ効果の及ぶにくい低所得の年金受給者等の支援、所得全体の底上げ、また社会保障と税の一体改革の一環として平成29年度から実施される「年金生活者等支援給付金」の前倒し的な位置づけとして、さらには平成28年前半の個人消費の下支えに資することを目的として支給される、高齢者向け給付金です。対象と思われる方には申請書をお送りしています。

【支給対象】 次の①～②の条件をすべて満たす方

- ①平成27年1月1日現在、うるま市に住民登録がある方
- ②平成29年3月31日までに65歳以上となる方(生年月日が昭和27年4月1日以前の方)
- ③平成27年度市県民税(均等割)が課税されていない方。

ただし、課税者に扶養されている方や、生活保護を受給されている方等は対象外です。

【給付額】 ひとり3万円を支給します(一回限りの支給となります)。

【申請に必要なもの】 本人確認書類(健康保険証や運転免許証等)、本人名義の通帳またはキャッシュカード、印鑑

【申請方法】 ①郵送

- ②うるま市役所東棟(新庁舎)2階福祉総務課カウンターまでお越しください。

※申請期間中、受付窓口はかなりの混雑が見込まれます。

同封している切手不要の返信用封筒で郵送していただき、窓口の混雑緩和にご協力下さい。

【お問い合わせ先】 臨時給付金コールセンター ☎098-979-2860

【制度に関するお問い合わせ】 厚生労働省専用ダイヤル ☎0570-037-192



高齢者向け給付金を装う“振り込め詐欺”や“個人情報の搾取”にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。